



鴻国保第1003号

令和6年10月3日

鴻巣市国民健康保険運営協議会

会 長 金 子 宮 司 様

鴻巣市長 並 木 正 年



鴻巣市国民健康保険税率の改正について（諮問）

このことについて、鴻巣市国民健康保険に関する規則第2条の規定に基づき、下記の事項について、諮問し、意見を求めます。

記

国民健康保険税の税率の改正について

別添のとおり

1 改正の内容

国民健康保険税の所得割率及び均等割額を、次のように改める。

区 分	項 目	現 行	改正案	差
基礎課税分 (医療分)	所得割率	6.80%	6.92%	0.12%
	均等割額	27,500 円	35,500 円	8,000 円
後期高齢者 支援金等分	所得割率	2.75%	2.76%	0.01%
	均等割額	16,000 円	16,000 円	—
介護納付金分	所得割率	2.40%	2.30%	△0.10%
	均等割額	16,000 円	16,000 円	—
合 計	所得割率	11.95%	11.98%	0.03%
	均等割額	59,500 円	67,500 円	8,000 円

2 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日（令和 7 年度課税分から適用）

